

アンケート集計結果とその対応の方向性について

■アンケート実施概要

- 前回(8月27日)の市町村長会議後、9月20日付けで環境省から栃木県内26市町に対して、以下の項目についてアンケート調査を実施し、ご意見をいただきました。
 1. 指定廃棄物の処理方法について
 2. 候補地の選定手順等について
 - (1) 候補地の対象について
 - (2) 安心等の評価方法及び評価基準について
 3. その他
- アンケートの結果についてご報告させていただくとともに、いただいたご意見に対する環境省の考え方をお示します。

1. 指定廃棄物の処理方法について

■アンケートの集計結果について

ご意見の集計結果は以下のとおりでした。

- | | |
|------------------|--------|
| A) 県内に処分場を設置 | → 18市町 |
| B) 集約して暫定保管施設を設置 | → 3市町 |
| C) 現在の保管を継続 | → 1市町 |
| D) その他 | → 4市町 |

■今後の方向性について

環境省では、指定廃棄物をできるだけ早期に安全な方法で処理するため、各県ごとに必要な処分場を確保し、処理を進めることについて説明しています。

アンケート結果では、多くの県内市町村が同様の考えであることがわかりました。

このため、栃木県については、遮断型構造を有する処分場を県内に1カ所設置して埋め立て処分を行うことにより、強固な安全性を確保するとともに、放射能濃度が十分減衰するまで長期にわたり、環境省が責任をもって適正に維持管理してまいります。

2. 候補地の選定手順等について

(1) 候補地の対象について

■アンケートの集計結果について

ご意見の集計結果は以下のとおりでした。

- | | |
|------------------|-------|
| A) 国有地のみを対象とすべき | → 6市町 |
| B) 基本的に国有地が望ましい | → 8市町 |
| C) 国有地以外も含め対象とする | → 6市町 |
| D) 県有地も含める | → 3市町 |
| E) その他 | → 3市町 |

■今後の方向性について

環境省では、処分場の候補地の対象として、利用可能な国有地の中から候補地を選定することとしています。

アンケート結果では、国有地が望ましいとの意見が多くありましたが、「国有地以外も含め対象とする」、「県有地も含める」などの意見もあることから、これらの意見に対しての配慮も必要であると考えています。

(2) 安心等の評価方法及び評価基準について

■アンケートの集計結果について

ご意見の集計結果は以下のとおりでした。

○保管状況について

- | | |
|---------------------|-------|
| A) 保管状況の評価項目とする | → 8市町 |
| B) 保管状況の評価に一定の配慮が必要 | → 7市町 |
| C) 保管状況の評価項目としない | → 5市町 |
| D) 保管状況について意見なし | → 6市町 |

※自然度、水源からの近接距離、生活空間との近接距離の評価項目については特段の意見なし

■今後の方向性について

候補地の選定手法の基本的な案では、安心等評価の観点から、自然度、水源との近接距離、生活空間との近接距離、指定廃棄物の保管状況(保管量)の4項目で評価を行い、候補地としてより望ましい土地を選定することとしています。この基本的な案に、栃木県内の地域の実情を踏まえて栃木県版の選定手法を環境省において決定させていただきます。

指定廃棄物の保管量の評価については、アンケート結果を踏まえると、重み付けについて一定の配慮も必要であると考えています。

3. その他(1)

<候補地の提示方法について>

➤ ご意見の概要

- ◆ 選定までのプロセスを透明化し、混乱等を招かないよう国の責任において提示方法を検討する必要あり(1市町)

➤ ご意見に対する考え方

- 候補地の選定手法については、有識者会議で検討し、基本的な案をとりまとめました。さらに、栃木県の地域の実情を踏まえた栃木県版の選定手法について、環境省が責任を持って決定します。
- また、候補地の選定結果の提示方法については、地元の意向を踏まえて決定したいと考えています。

3. その他(2)

<地域特性に配慮すべき事項について>

➤ ご意見の概要

- ◆ 汚染状況重点調査地域は候補地の対象から除外すべき(3市町)
- ◆ 観光地・観光資源を評価項目とすべき(3市町)
- ◆ ダムの集水区域は候補地の対象から除外すべき(1市町)
- ◆ 農林漁業を基幹産業とする地域は避けるべき(1市町)

➤ ご意見に対する考え方

- 上記のご意見などについて、栃木県内における地元住民の安心に特に配慮すべき地域特有の要件として、市町村長会議で合意が得られた場合、これらの地域特性を最大限尊重する方向で検討します。

3. その他(3)

<風評被害について>

➤ ご意見の概要

◆ 風評被害対策について(19市町)

- 具体的な風評被害対策を提示すべき(9市町)
- 風評被害対策については、選定した市町と内容を協議して実施すべき(6市町)
- 風評被害対策を国が責任を持って実施していくべき(3市町)
- 万が一風評被害が起きた場合の対策を丁寧に説明する必要がある(1市町)

➤ ご意見に対する考え方

- まずは、施設の安全性のPRやモニタリング情報の公開等により、風評被害の未然防止に万全を尽くしてまいります。
- 今後、パンフレットの作成、環境省のホームページの充実等を展開してまいります。
- 正確な情報提供などの対策を講じた上で、万が一、風評被害が生じた場合は、ご相談のうえ、国として責任をもって、可能なかぎりの対策を講じていきます。
- 現在、既に生じている風評被害については、復興庁において原子力災害による風評被害を含む影響への対策パッケージを取りまとめており、被災地域産の食品・農林水産物等の安全と消費者の信頼を確保する対策を行っています。

3. その他(4)

<地域振興策について>

➤ ご意見の概要

◆ 地域振興策について(16市町)

- 具体的な地域振興策を提示する必要がある(10市町)
- 国は地元への地域振興策を十分に実施すべき(4市町)
- 地域振興策等については、選定した市町と内容を協議して実施すべき(2市町)

➤ ご意見に対する考え方

- 関係省庁と連携して、政府全体でしっかりと対応してまいります。
- 地域振興に関する具体的な検討は、候補地が決まった段階で、地元の御意向を伺い、それを反映できるよう努力してまいります。
- 平成26年度概算要求では、復興庁より、放射性物質により汚染された廃棄物の処理に係る環境整備のための経費を、事項要求しているところ です。

3. その他(5)

<8,000Bq/kg以下の廃棄物について>

➤ ご意見の概要

◆ 8,000Bq/kg以下の廃棄物の処理促進(3市町)

➤ ご意見に対する考え方

- 放射能濃度が8,000Bq/kg以下の廃棄物については、廃棄物処理法に基づき、従来と同様の処理方法により安全な処理が可能です。処理が滞っている農林業系廃棄物については、市町村による処理を支援するため、処理加速化事業(予算額:104億円)を創設しました。本事業等を通じて得られた処理の安全性に係る知見を周知しつつ、市町村や地域住民の方々の理解を得ながら農林業系廃棄物の処理を加速するよう支援していきます。
- また、他県も含め、多くの焼却施設では、焼却灰中に含まれる放射能濃度が減衰したこと等、物理的な状況が変化したことや、8,000Bq/kg以下の廃棄物を受け入れていただいている廃棄物処理業者、最終処分場の管理者等によるご尽力により、適正な処分が進んでいます。
- 一方で、8,000Bq/kg以下の焼却灰の保管が継続している自治体があることは承知しており、これまでも環境省では8,000Bq/kg以下の廃棄物について独自に濃度基準を設定して搬入を制限することは適切でなく、受け入れを促進するよう、県等を通じて指導・要請してきたところですが、平成25年7月12日には都道府県及び政令市廃棄物行政主管部局宛通知を発出し、同趣旨について改めてお願いしたところです。
- なお、指定廃棄物の最終処分場に併設する焼却炉でのこれらの廃棄物の焼却についても、そのようなご要望があることは承知していますが、一般廃棄物は市町村が処理することとされており、既存の焼却炉で従来と同様の処理方法により安全な処理が可能であることから、最終処分場の所在自治体へさらなる負担を強いるのではなく、既存の施設での焼却に向け、ご理解・ご協力をお願いします。

3. その他(6)

<一時保管について>

➤ ご意見の概要

- ◆ より安全性を高めた一時保管方法への見直しが早急に必要(1市町)

➤ ご意見に対する考え方

- 指定廃棄物の保管に当たっては、平成23年12月に環境省が策定した「廃棄物関係ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)等に沿って、指定廃棄物を保管する者が、容器内の指定廃棄物が飛散及び流出することがないように、必要な措置をとることが必要であると考えております。
- 環境省では、特措法の保管基準に従って当該廃棄物を飛散及び流出させることなく適切に保管できるよう、周知徹底を行っています。さらに、必要に応じて地方環境事務所等による現場確認を行っています。
- 指定廃棄物の飛散・流出の防止に係る費用のうち一定の要件を満たすものは、環境省で実施している指定廃棄物の適正な保管のための支援の対象となり得るものです。保管状態等に問題が生じるおそれがある場合は、個別にご相談ください。

3. その他(7)

<最終処分場の容量について>

➤ ご意見の概要

- ◆ 農業系副産物の搬入が増加するなど最終処分場の容量不足が懸念される(1市町)

➤ ご意見に対する考え方

- 栃木県で設置を予定している最終処分場の容量の計画値については、県内の8,000Bq/kg超の一般廃棄物焼却灰、農林業系副産物、下水汚泥、浄水発生土などの廃棄物及び仮設焼却炉の解体材を見込んで算出しています。
- また、焼却灰については将来の発生量も見込んでいます。
- さらに、8,000Bq/kg以下の農林業系副産物についても、焼却により8,000Bq/kg超となる可能性があるものを見込んでいます。
- その他として、上記の合計値の10%を見込んでおり、処分場の容量の余裕として計画に含まれています。
- このように、計画処分量は、十分な余裕をもって計画しています。

3. その他(8)

<運搬経路の安全性について>

➤ ご意見の概要

- ◆ 指定廃棄物の保管場所から処分場までの運搬経路の安全性について、科学的根拠に基づいた説明が必要(1市町)

➤ ご意見に対する考え方

- 運搬については、「廃棄物関係ガイドライン」により、放射性物質が飛散・流出しないよう、廃棄物の種類に応じて、フレキシブルコンテナ、ドラム缶などの適切な容器に収納したり、雨水の浸入がないように遮水シートで覆うなど、周辺環境に影響を及ぼすことがないように対策をします。
- さらに運搬による生活環境への影響防止のため、混雑した時間帯や通学通園の時間帯の走行はできるだけ避けることとし、運搬経路については、住宅街、商店街、通学路などをできるだけ避けます。
- また、保管場所からの放射性物質の飛散・流出を防止するため、トラックなどのタイヤ・車体を必要に応じて洗浄します。
- 候補地が決定された後、運搬に関する具体的な検討を実施し、安全性を確保します。

3. その他(9)

<PRについて>

➤ ご意見の概要

- ◆ 処分場の安全性について、繰り返しPRを続けていくべき(1市町)

➤ ご意見に対する考え方

- 施設の設置に際しては、国の責任の下で候補地となる地元への説明会を開催し、処分場の安全性や必要性等をしっかり説明して施設の設置についてご理解をいただきたいと考えます。
- また、環境省のホームページで指定廃棄物に関する情報を提供していますが、ご要望を踏まえ、放射線対策の分かりやすい資料・リーフレットの作成や、指定廃棄物最終処分場に関する関係者に対してのきめ細かな情報をさらに提供していく所存であり、8月下旬には環境省と栃木県の連名で「指定廃棄物に関するお知らせ」(新聞折り込み)を発行しました。また、10月24日付けで、「指定廃棄物のいまとこれから」～「放射線の基礎知識」の7種類のパンフレットを発行しました。

